

# 次回メインオークションに向けた検討について

2022年3月2日

容量市場の在り方等に関する検討会事務局※

※本検討会は、資源エネルギー庁と電力広域的運営推進機関の共同事務局により開催している。

1. はじめに
2. 発動指令電源の調整係数の在り方
3. 発動指令電源の調整係数の設定方法
4. メインオークションと追加オークションでの発動指令電源の配分
5. 発動指令電源の同一価格の応札が複数存在した場合の約定処理

- 現在、**次回オークションに向けた検討**について、1月21日の制度検討作業部会において、今年度の容量市場メインオークションの結果も踏まえながら検討事項が示され、議論が行われている。
- 2月17日の制度検討作業部会では、検討事項のうち、**発動指令電源に関連する論点**について検討が行われた。
- 本日は、上記を受けて、発動指令電源の調整係数の在り方や調整係数の設定方法等の、**発動指令電源に関する論点の考察**を行ったのでご議論いただきたい。

第61回制度検討会  
業部会資料より

## 実需給2026年度向けオークションに向けた検討事項について

- 本日もいただいた意見を踏まえて、今後の本審議会および容量市場の在り方等に関する検討会において、次回のオークションに向けた検討を深めていくこととする。
  - 次回のオークションに向けた検討事項として、例えば以下のような項目があげられるのではないかと見られる。
1. 供給力の管理・確保
    - 追加オークション（2%分）の扱い
    - 発動指令電源の募集量（調達上限4%、メインオークションと追加オークションの配分）
    - 市場競争が限定的となっているおそれがある場合の扱い
    - 経過措置の扱い（減額規模の妥当性）
  2. 脱炭素化に向けた取組
  3. その他
    - 送電線利用ルールの見直しに伴う容量市場への影響

## 2. 発動指令電源の調整係数の在り方

- 2月17日の制度検討作業部会では、発動指令電源について以下を示しつつ、議論が行われた。

＜第62回制度検討作業部会＞

第2回のメインオークションでは調達上限量を上回る応札があり、今後も供給力において一定の役割を果たしていくことが期待される。今後、その募集量の在り方を検討するに当たっては、現時点では実効性テストや実需給断面での実績もない中、発動指令電源をどのように評価し、供給信頼度の維持とのバランスをいかに確保するかが課題となる。その際、安定電源等も含めた全体の目標調達量や総コストへの影響についても考慮する必要がある。

- 発動指令電源は、**一定の募集量を超える場合**には、供給信頼度を維持する観点から調整係数の設定が必要となる。
- これまでに、**全国で4%とした場合**※には、**北海道エリアにおいて調整係数が設定**されることが調整力及び需給バランス評価等に関する委員会で示されており、本検討会でもその内容について説明した。  
※実需給2025年度に向けた算定を実施。調整係数は、毎年の需要や供給力の状況により変動する。
- 先般の制度検討作業部会において、**導入量を増加させた場合の検討**を行う際に、**調整係数の想定値のデータを確認しながら議論したい**とのご意見があった。
- 本日は、まだ議論の参考となる調整係数データの算定を行っている途中であり、引き続き、**次回以降についても試算内容を示しながらご意見をいただく**こととする。

## 2. 発動指令電源の調整係数の在り方 (想定導入量について)

- 調整係数はエリア偏在などを考慮しながら設定することは、組合せの数が膨大となり現実的ではない。
- 発動指令電源の想定導入量は、太陽光や風力といった電源と異なり、供給計画等では合理的な推定値が示されないため、**想定導入量の設定は、過去のエリア約定量を伸長した想定導入量にもとづく算定、もしくは各エリア需要比率一定の想定導入量にもとづいた算定等**が考えられる。
- 2025年度メインオークションでは、発動指令電源はH3需要比率で3%を超える応札があり、また至近では、2024年度メインオークションで約定した発動指令電源により、実効性テストに向けて電源等リストの提出が行われているところ。

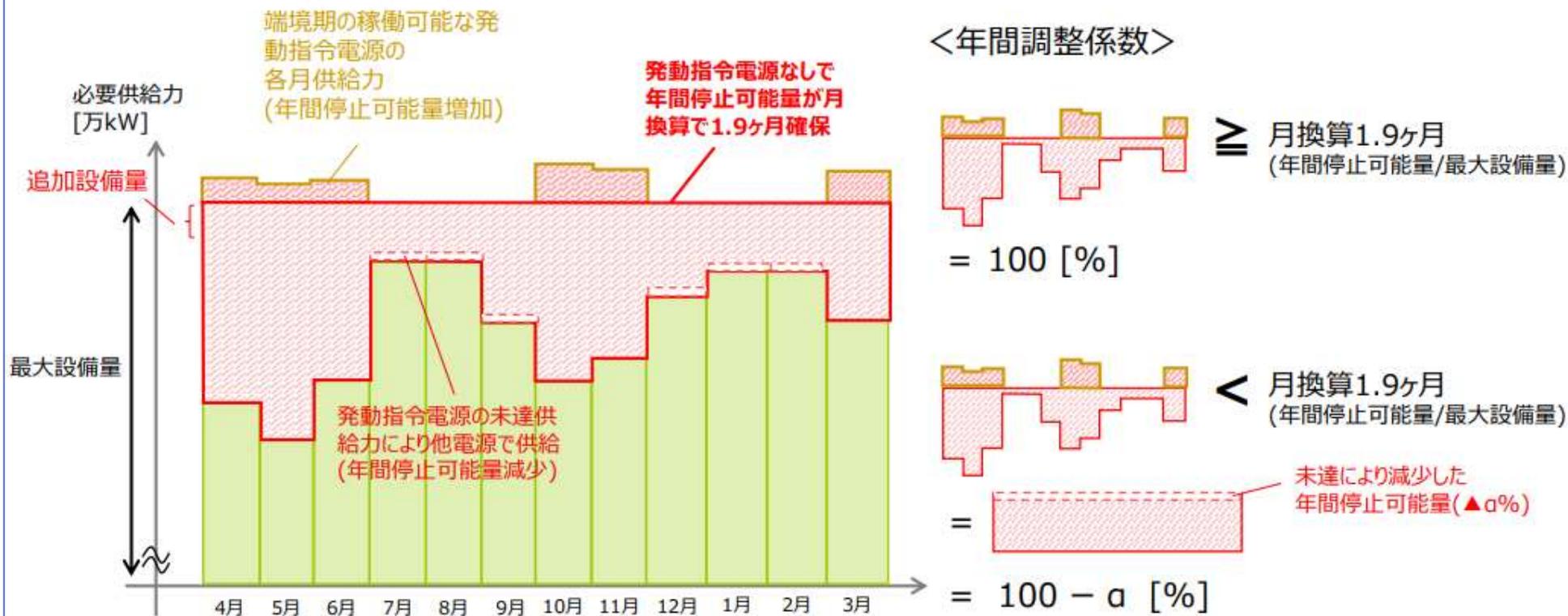
※調整力及び需給バランス評価等に関する委員会で算定した調整係数は、2024年度オークション当時の上限3%に応札が達していなかったことから、2024年度オークションの約定量をもとに、全国で3%と4%となるよう各エリア比例で伸長して算定

- なお、各エリアで導入量想定を上回る約定量になった場合には、調整係数を算定する前提条件と異なってしまうことから、調整係数を設定するにあたり、各エリアにおいて調達上限量が設定されることとなる。

### 発動指令電源の年間調整係数の算出概要

28

- 発動指令電源の供給力の年間評価は、再エネや揚水と同様に、年間の停止可能量として月換算で1.9ヶ月の確保を管理値とし、各月供給力を踏まえた停止可能量の増減分を踏まえた、年間一律の供給力で算定を行う。
- その際、発動指令電源の未達供給力による減少した年間停止可能量と端境期分の稼働可能な供給力により増加した年間停止可能量を総合して、年間計画停止可能量が1.9か月となる範囲で、年間調整係数を求める。
- なお、各月の調整係数と同様に、発動指令電源は再エネを模擬した後に、発動指令電源の各月評価を模擬し、年間調整係数の算出を行っている。

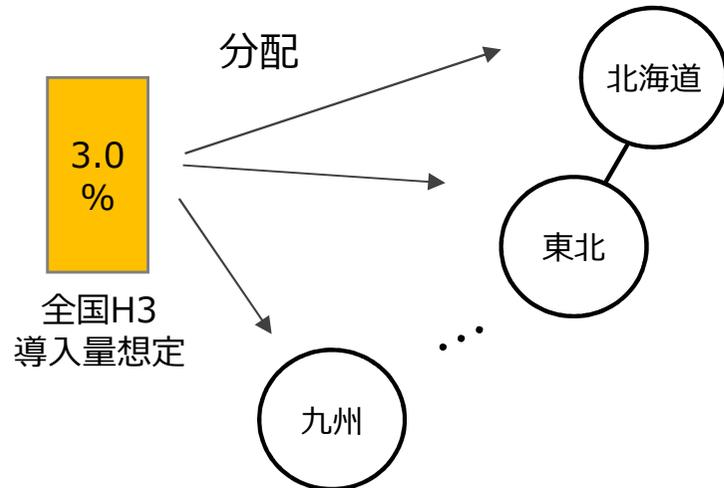


## 2. 発動指令電源の調整係数の在り方 (調整係数の算定について)

■ 発動指令電源の導入量を増加した場合の調整係数の算定は、下記の手順で行われる。

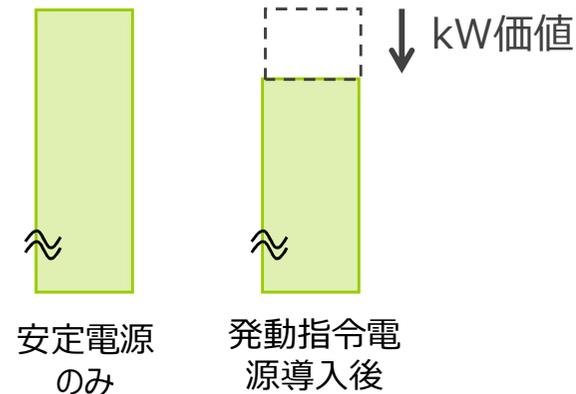
- ① 想定導入量の設定
- ② 想定導入量をもとに、全国で発動指令電源を導入した際の供給力評価を算定
- ③ 各エリアのみに発動指令電源を導入した際の供給力を算定し調整係数を算出

データ諸元作成



全国の調整係数の算出

北海道～九州に発動指令電源を導入し、kW価値(安定電源代替価値)を算出



エリア別の調整係数の算出

左記の全国の発動指令電源のkW価値

...

各エリアのkW価値を算出し、按分



第66回調整力及び需給  
バランス評価等に関する委  
員会資料より

### 発動指令電源の年間調整係数の算出結果（導入量上限4%）

30

- 発動指令電源の導入量上限4%については、予備率10～6%を供給信頼度の対象としており、また端境期は予備率7～6%のみ対象であり、残りの予備率3%分も稼働可能なことから、それら供給力を年間停止可能量にカウントし確保された年間停止可能量を元に、年間調整を算出する。
- 具体的には、夏季・冬季の調整係数が100%未満となり、その分の供給力確保が必要となった結果、年間停止可能量を減少させることとなるが、端境期の予備率3%分の供給力余力により年間停止可能量を月換算で1.9ヶ月以上を確保しており、年間調整係数としては100%を確保可能※になる。
- なお、発動指令電源の100%未達対応分の供給力は、追加設備量を含めた調達量で対応する必要があり、もし対応できない場合も、供給力確保ができないとして年間調整係数は100%以内となる。



月換算

$$= \frac{\text{年間停止可能量}}{\text{必要供給力}}$$

$$= \frac{30,059 \text{ 万kW} \cdot \text{月}}{17,049 \text{ 万kW} - 1,728 \text{ 万kW}}$$

再エネの  
年間供給力

$$\approx 1.96 \text{ ヶ月}$$

月換算1.9ヶ月以上より、  
調整係数は100%

※発動指令電源を全国に導入した際の年間  
調整係数を算出

発動指令電源の年間調整係数の算出結果

31

- 2025年度実需給向け容量市場における発動指令電源の導入量上限3%及び4%の各エリアの供給力評価を算出した結果、ほぼ100%という結果となった。
- これは、前述の通り、端境期の発動指令電源に稼働可能なことが、年間停止可能量の確保を可能とし、結果として調整係数が100%となる。
- なお、北海道エリアのように、導入量増加に伴い各月調整係数が減少し、夏季・冬季の供給力の未達量の増加及び端境期の供給力余力の減少により年間停止可能量が減少し、結果として年間調整係数も減少することが今後考えられる。

凡例 上段：kW価値  
下段：調整係数 (kW価値/設備量)

[導入量上限3%]

[単位：万kW、%]

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
発動指令電源	11 (100%)	48 (100%)	125 (100%)	95 (100%)	15 (100%)	68 (100%)	42 (100%)	14 (100%)	58 (100%)

[導入量上限4%]

[単位：万kW、%]

	北海道*	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
発動指令電源	12 (83%)	64 (100%)	168 (100%)	128 (100%)	20 (100%)	91 (100%)	56 (100%)	18 (100%)	77 (100%)

\*北海道は年間停止可能量が月換算で1.9ヶ月以下となったため、調整係数が100%を下回った

## 2. 発動指令電源の調整係数の在り方 (全国の調整係数の試算)

- 導入量想定4%においては年間停止可能量を月換算で1.9か月以上確保しており、年間調整係数としては100%が確保可能であった。(ただし、北海道エリアは年間停止可能量が1.9か月以下となり調整係数が100%を下回っている)
- 今回、**導入量想定5%、6%**においては、年間停止可能量1.9か月を確保できず**全体として調整係数が100%を下回る結果となることを想定**している。
- なお、導入量想定4%における北海道エリアのように**個別エリアの調整係数についてはさらに減少すること**も考えられるため、今後各エリアの調整係数の試算を検討していきたい

※前回の3%と4%の調整係数の試算と同じ条件（過去の約定結果を用いて）で、現在算定を行っている

### 3. 発動指令電源の調整係数の設定方法

- **発動指令電源の調整係数の設定**については、あらかじめオークション実施前に設定を示しておく案と、オークション実施後に応札量を踏まえて設定する案があるとのこと指摘をいただいている。
- オークションで用いる調整係数があらかじめ設定してあることで、**事業者は応札量や応札価格を判断することができる**が、事後的に調整係数を設定するとした場合、応札事業者は、**調整係数が不確実となることで必要な費用を確保できない可能性があることから応札価格の決定が難しくなる**とのこと意見もいただいている。
- 一方で、オークション実施後に応札量に応じて**事後的に設定する場合は、適当な調整係数となる**面もあり、また想定導入量を特定の値とせず複数用意し、それぞれに応じた調整係数を示した上でオークションを実施する方法も考えられる。

#### <調整係数事前設定の場合>

- ・1000KWの期待容量
- ・維持に必要なコストは300万円



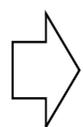
調整係数80%(事前公表)  
↓  
応札価格3,750円で入札  
(300万円/(1000kW×80%))



約定価格3,750円以上 → 約定し、供給力を提供  
約定価格3,750円未満 → 非落札  
⇒ 応札事業者は自ら設定した価格未満であれば非落札することを許容して入札することが可能

#### <調整係数事後設定の場合>

- ・1000KWの期待容量
- ・維持に必要なコストは300万円



調整係数90%と想定(事業者)  
↓  
応札価格3,333円で入札  
(300万円/(1000kW×90%))

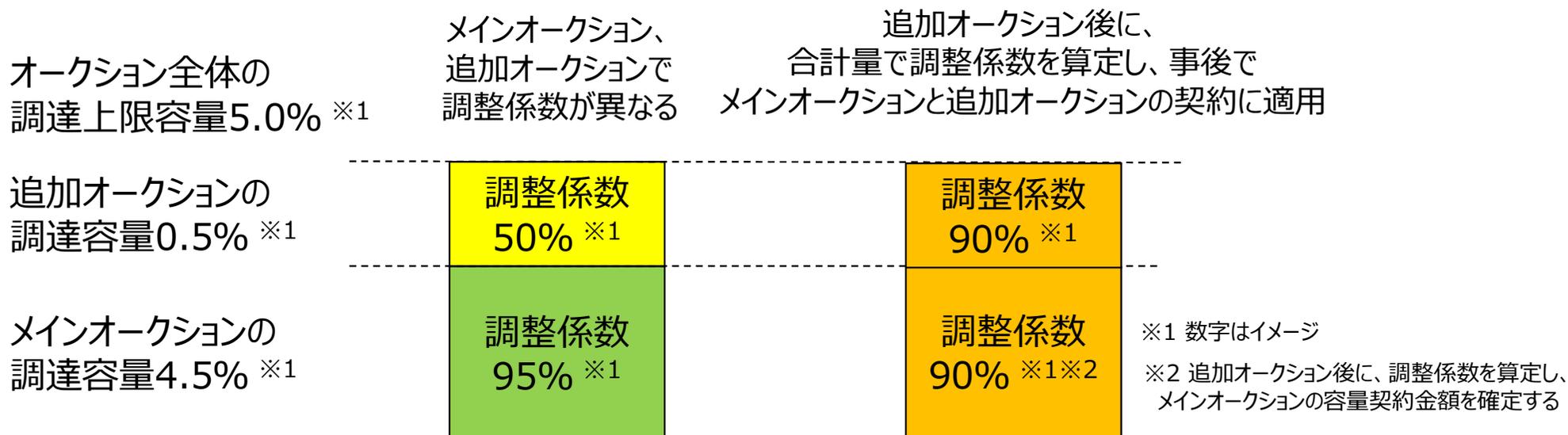


(応札後、調整係数は80%に決定)  
約定価格3,333円 → 事業者の収入は266万円  
(3,333円×1000kW×80%)  
⇒ 応札事業者は応札価格で約定したとしても、必要なコスト(300万円)をまかなえないケースがある

### 3. 発動指令電源の調整係数の設定方法

(事後的に設定する場合の、メインオークションと追加オークションの調整係数の扱い)

- 調整係数を、事後的に設定する場合、あらかじめメインオークション時点において追加オークションの約定量も含めた調整係数は算定できない。
- そのため、調整係数の設定は以下のいずれかの対応となる
  - メインオークションと追加オークションで異なる調整係数を設定
  - 追加オークション終了後に最終的な調整係数を設定
- 前者においては、供給力の提供の在り方が同じにもかかわらずkW価値に差異が生じることとなり、後者においてはメインオークションの約定結果の公表をもって契約が発効される中で、追加オークション後に最終的な契約金額が確定することになる。
- 事後的に調整係数を設定する案は、参加する事業者にとって影響があることも想定される。



- **発動指令電源の調整係数の設定**については、以下の案が考えられるのではないかと。
- 案1) オークションの応札前に、想定導入量にもとづく調整係数を示しておく方法
- 案2) オークションの応札後に、事後的に応札量を踏まえた調整係数を設定する方法
- 案3) 想定導入量にもとづく調整係数を複数用意してあらかじめ示し、事後的に応札量に対応した一定の調整係数で設定する方法（例えば、前の段階から4.0%迄であれば4%の設定数値を用いる等）
- 調整係数の設定方法については、いずれの案も考えられるが、ご意見をいただきたい。

	案 1 : オークション実施前に 想定導入量で設定	案 2 : 事後的に、応札量から 算定して設定	案 3 : 事後的に、応札量に対応 した一定値で設定
<b>メリット</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者が、あらかじめ事前に応札量に対する調整係数を把握できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応札結果に応じた調整係数の設定が可能となる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応札結果に近い応札量により、調整係数の設定が可能となる</li> <li>・案 2 より、約定処理が短期間となる</li> </ul>
<b>デメリット</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定導入量をもとに調整係数が設定されるため、応札結果と想定導入量に差が生じる場合がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者があらかじめ調整係数を把握しながら応札ができない</li> <li>・応札結果にもとづいて事後的に調整係数を設定するため、約定処理期間中に、調整係数の算定期間が別途必要となる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者があらかじめ調整係数を把握しながら応札ができない</li> <li>・想定導入量をもとに調整係数が設定されるため、応札結果と想定導入量に差が生じる場合がある</li> </ul>

※なお、事後的に設定する場合、あらかじめメインオークションで調達上限までの調達量を反映した調整係数が算定できないため、同一年度を対象とした追加オークションを行う際に、調整係数が同一年度内で異なってしまう可能性が生じる。

- 第1回のメインオークションを踏まえて、4年前には稼働が見通せないが、実需給が近づくと稼働が見通せる電源が存在しうることから、**第2回メインオークションでは調達量の一部**（H3需要の2%、約300万kW分）を**確保しない方法でオークションを実施**した。
- また、発動指令電源について、調達上限を4%に拡充したうえで、メインオークションでは3%を上限とし、追加オークションで拡充分の1%を上限として確保することとした。
- 今回、メインオークションにおいて調達上限の3%を超える応札があったことを踏まえ、調達上限については国で検討されているところだが、次回オークションの調達上限について、「仮に4%※」であったとして、メインオークションと追加オークションでの配分の考え方は以下の案が考えられるのではないかと。  
※4%は仮の数値
- **案1) 配分は現行の調達方法とする案**
  - 「メインオークションでは3%を上限とし、追加オークションで拡充分の1%を上限として確保する」
- **案2) 配分を見直す案**
  - 「メインオークションにおいて調達上限の4%まで確保することを可能とし、残余を追加オークションでの調達上限とする」（例えば、メインオークションで3.7%を確保した場合、追加オークションで0.3%を確保など）
- 案1の場合、4年前の段階で多くのリソースを確保できている、あるいは事業規模の拡大を判断して応札した事業者が多かった場合に、**メインオークションの段階で調達上限を超過する**可能性がある。
- 案2の場合、**追加オークションで参加を行うことを検討していた事業者としては約定枠が減少**することから、参入機会が減ってしまう可能性がある。
- 案1、案2のいずれの案も考えられるが、ご意見をいただきたい。

## 4. メインオークションと追加オークションでの発動指令電源の配分 (配分の検討案)

### <メインオークションと追加オークションでの発動指令電源の配分の案>

	案1：現行の調達方法 メインオークション3%、追加オークション1%	案2：配分を見直し メインオークション4%上限、残余を 追加オークション
メリット	<ul style="list-style-type: none"><li>・実需給期間に近い段階で確保したリソースをもとに、追加オークションで一定量の参加を行う判断が可能</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・4年前の段階で多くのリソースを確保できていた場合に、事業者が調達した電源等を最大限活用できる</li></ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"><li>・4年前の段階で多くのリソースを確保できたり、事業規模の拡大を判断して応札した事業者が多かった場合に、メインオークションで調達上限に当たる可能性がある</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・実需給期間に近い段階で確保したリソースをもとに、追加オークションで参加を検討する事業者としては約定枠が減少する可能性がある</li></ul>

## (参考) オークションの2段階化について

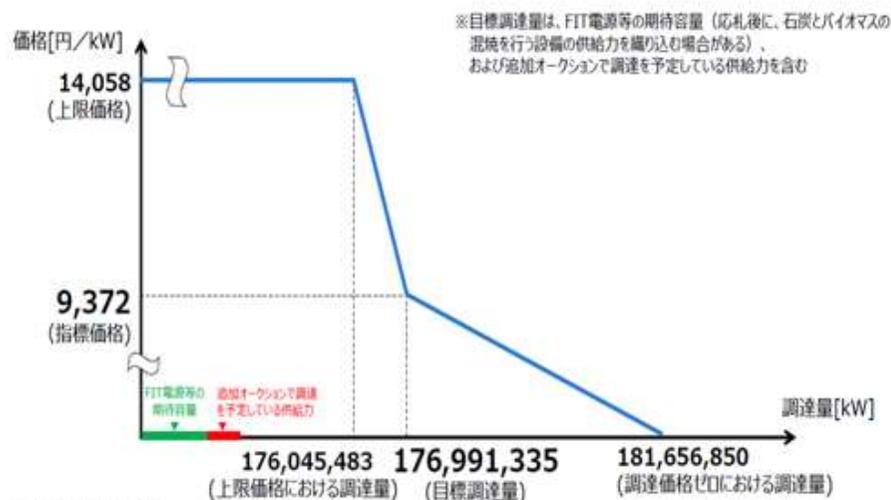
2022年1月 第61回制度検討作業部会

第61回制度  
検討会業部  
会資料より

- 4年前には稼働が見通せないが、実需給が近づくると稼働が見通せる電源が存在しうることから、実需給年度の至近まで、稼働を見通せない電源等（例えば、自家発電やDR、未稼働の原子力）にも取引の機会を与えるため、追加オークションでの調達を前提とする方法について議論が行われ、第2回オークションにおいては、メインオークションにおける調達量の一部（H3需要の2%、約300万kW分）を抑制し、1年前の追加オークションで調達することとした。
- 一方で、追加オークションの開催は、需給の変化を踏まえて判断され、オークションが実施されない場合、最終的に当該供給力は調達されないこととなる。予見性がないことから、メインオークションで落選した電源等の退出が進むおそれもあり、容量市場において、実需給断面で必要な供給力を確保し、過度な退出を抑制するという機能の一部が失われるともいえるが、別途の対策の必要性について、どのように考えるか。

第31回 容量市場の在り方等に関する検討会  
(2021年4月27日) 資料5より

第47回 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会  
(2021年3月1日) 資料3より



### 具体的な方向性（メインオークションにおける調達）（案）

- これまでの議論を踏まえると、従前のメインオークションで目標調達量（112.6%）全量を確保する方法に加え、追加オークションと分割して実施する方法が考えられるのではないかと。
- 一方で、容量市場には「実需給期間に必要な電源の量をあらかじめ示し、過度な退出を抑制」する役割があるため、オークションを分割した場合、その機能の一部を失うため、どのように手当を行うか、その別途の手当の必要性も含めてあわせて考えていく必要があるのではないかと。

	A案	B案
概要	メインオークションで全量を確保 (需要想定の変化や市場退出の度合いなどによって追加オークション実施が判断される)	追加オークションでX%を確保 ・非落札となった電源の退出、1年前に供給力が顕在化しないリスクに対応するため、何らかの手当てを措置
メリット・デメリット	・4年前に供給力の確保が可能。 ・1年前に顕在化する可能性のある電源（例：自家発電、未稼働原子力）が手当でされていない	・1年前の追加オークションで顕在化した供給力があつた場合は、確保が可能。顕在化した供給力が安価であれば、総調達コストを減らすことができる。 ・追加オークションの結果等によってはコスト増となる可能性も考えられる。 ・4年前に落選した電源は、1年前まで予見性がないため、休廃止が進むリスクがある。

- 第2回のメインオークションでは、発動指令電源の応札容量が調達上限容量を超過し、調達上限容量を超える点において、同一価格の応札が複数存在した。そのため、これまでの約定処理の整理に従って、約定・未約定をランダムに決定した。
- 同一価格の応札が複数存在する場合の約定処理については、発動指令電源にはDRだけではなく自家発等の電源も参加することから、部分的な約定は行わず、応札単位で約定を行うこととしている。一方で、発動指令電源は安定電源等とは異なる電源をリソースとしており、部分的な約定を行う影響は比較的少ないとも考えられる。また、実効性の高いリソースを優先する意見もいただいている。

## 5. 発動指令電源の同一価格の応札が複数存在した場合の約定処理

### 実効性の高さを基準にすることについて

- 実効性の高いリソースを優先することについて**現状の申請状況を踏まえて考察**を行った。
  - 発動指令電源については、期待容量登録の際に「ビジネスプラン申請書」を提出し、「確保している期待容量」と「分析に基づく期待容量」を記載することとなっている。
- **実効性の高さを基準に約定を判断する課題**としては、以下が考えられる。
  - ビジネスプランをもとに電源 I'等の参加実績をもとに評価をすることは一定程度可能ではあるものの、実際に当該年度に供給力を提供できるか確認することは出来ない。
  - 現在は事業を開始していなかったり、新たなリソース獲得を行い、発動指令電源として参入する事業者としては、既存事業者に有利となるため参入機会が狭められることとなる。
  - 「確保している期待容量」と「分析に基づく期待容量」をそれぞれ別の応札と分けることとなる※
- これらを踏まえて、**発動指令電源の同一価格の応札が複数存在した場合の約定処理**について、今後の発動指令電源の拡大も踏まえながら、**以降のページにおいて案の検討とメリット・デメリットの整理**を行った。

※ 確保済みと未確保の割合に応じて優先順位をつける手法も考えられる

## (参考)発動指令電源の現状について

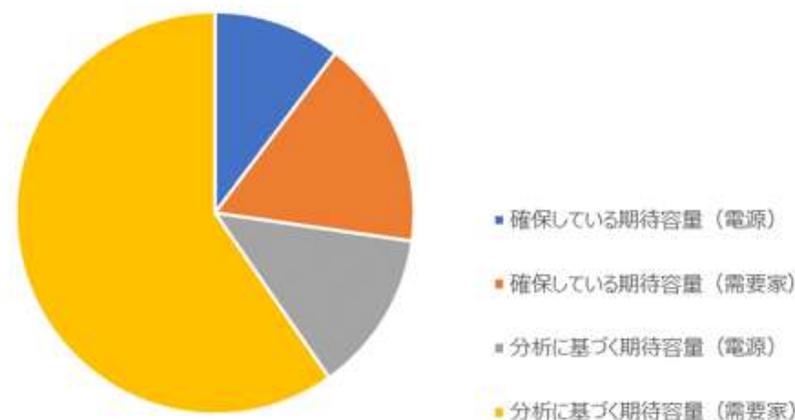
- 発動指令電源は期待容量登録の際に「ビジネスプラン申請書」を作成し、以下の4区分でそれぞれどれだけの容量が期待できるのかを提示することになっている。
- 発動指令電源の現状を表す指標として以下のとおり、整理を行った。

### 応札した発動指令電源

確保している期待容量 (電源)	740,529
確保している期待容量 (需要家)	1,206,110
確保していない期待容量 (電源)	931,060
確保していない期待容量 (需要家)	4,266,959
合計	7,144,658

※ 上記表の確保されていない期待容量は、「ビジネスプラン申請書」における区分名では「分析に基づく期待容量」であり、期待容量の登録の際に確保されていない容量

応札した発動指令電源



## 【様式3】

発動指令電源については、発動指令電源のビジネスプラン申請書（様式3）を用いて期待容量を算定し、参加登録を行う。

<サンプル>

※期待容量の登録申込の際、チェックしてください  
 電源等情報に実需給年度の時点で想定される情報が登録されていることを確認しました。

対象実需給年度	2025年度
提出日	2021年7月20日

事業者名	VPP事業者株式会社
電源等の名称	VPP東京1
電源等識別番号	0000000000
担当者名	〇〇〇〇
電話番号	00-0000-0000
メールアドレス	aaaaaa@aaa.aa.aa

確保している期待容量(電源)	1,000kW
確保している期待容量(需要家)	2,000kW
分析に基づく期待容量(電源)	1,000kW
分析に基づく期待容量(需要家)	1,000kW
期待容量の合計(kW)	5,000kW

電源の制御方法 ※1 (蓄電池が設置されている場合はその旨を記載してください)	太陽光発電設備に併設した蓄電設備(仕様は別添資料参照)を当社開発のコントロールシステム「〇〇〇〇」を用いて制御を行い、発動指令電源に求められるリクワイアメントを達成する。
電源獲得の実績と予定 ※2	業務提携先であるPVパネル販売業者の協力のもと、2020年9月より一般家庭への営業を実施しており、2021年2月末時点で100件程度(約200kW)を獲得済。今後、2021年度末までに100件程度(約600kW)の追加契約の締結を予定している。
需要家の抑制制御方法 ※1	一般家庭(戸建)のインセンティブ型DRであり、当社開発のコントロールシステム「〇〇〇〇」をインターフェースとして、需要家への抑制依頼を行う。詳細は別紙参照。
需要家獲得の実績と予定 ※3	業務提携先である住宅販売業者の協力のもと、2020年10月より一般家庭への営業を実施しており、2021年2月末時点で100件程度(約300kW)を獲得済。今後、2021年度末までに100件程度(約300kW)の追加契約の締結を予定している。

※1…発動指令に応じるための制御方法について具体的に記載してください。必要に応じ補足資料を添付しても構いません。  
 ※2…獲得する電源の属性、交渉状況、契約締結予定時期等について、具体的に記載してください。  
 ※3…獲得する需要家の属性、交渉状況、契約締結予定時期等について具体的に記載してください。



# 5. 発動指令電源の同一価格の応札が複数存在した場合の約定処理 (約定処理の検討案)

- 次回オークションに向けて、発動指令電源の約定処理について、調達上限容量を超える点において同一価格の応札が複数存在した場合は、昨年度の議論やご意見を踏まえ、以下の案が考えられる。
  - **案1) 現行の調達方法とする案**
    - 同一価格の応札が複数存在した場合は、約定・未約定をランダムに決定する
  - **案2) 調達容量を按分して約定する案**
    - 同一価格の応札が複数存在した場合は、調達容量を按分して約定する  
 ※例えば、80kWの募集に対して、100kWの同一価格の応札があり、約定となった場合、応札単位ごとの80%の容量を約定とする
  - **案3) 応札前に確保しているリソースを優先的に約定する案（電源等リストの確定部分を優先）**
    - 同一価格の応札が複数存在した場合は、期待容量登録の段階でリソース登録を確定している部分を先に約定し、残りは例えば案2を用いて按分して約定する
- 案2や案3へ見直す場合、発動指令電源の競争環境や応札行動も踏まえ、ご意見をいただきたい。

	案1：現行の調達方法とする	案2：調達容量を按分して約定	案3：応札前に確保しているリソースを優先的に約定
<b>メリット</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•部分的に約定するおそれがなく、事業者の応札量が約定量となる</li> <li>•確保時期等の差異はなく公平性が確保できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•各事業者の約定量が一律で応札量よりも削減されるものの、同一価格の約定点の応札がすべて約定される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•供給力の確保の確実性が高まる</li> <li>•リソースを確保している部分は、部分的に約定するおそれが減少する</li> </ul>
<b>デメリット</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•非落札となった場合、すでにリソースを確保していたとしても、追加オークションで参加することになる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•部分約定をされると事業が困難な場合でも、一律で削減された約定量となってしまう</li> <li>•按分を前提に過大な応札を誘発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•すでにリソースを確保している事業者が有利となり、新規参入を阻害するおそれがある</li> </ul> <p>※「確保済み部分」や「残り部分」だけで上限を超過した場合は、案1か案2のいずれかを使う必要あり</p>